

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年6月19日（金） 10:00～11:59

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (28名)

菅原由和 阿部加代子 及川泰輔 岩渕英浩 小野寺勝 岩渕高紀 佐藤克也
佐藤永匡 菊地淳 千葉典弘 三浦秀夫 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕
高橋善行 佐々木友美子 小野優 及川春樹 高橋晋 高橋浩 千葉敦 及川佐
飯坂一也 加藤清 千田美津子 中西秀俊 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 郷右近市長 新田副市長

阿部政策企画部長 高橋総務部長 千葉市民環境部長 門脇農林部長
千葉福祉部長 千葉健康こども部長 佐藤教育部長 桂田医療局経営管理部長
廣野政策企画課長 菊地未来羅針盤課長 梅田総務課長
菊池行革デジタル戦略課長 八重柏農政課長 本明農地林務課長
佐々木政策企画課長補佐 藤澤行革デジタル戦略課長補佐 石川農政課長補佐
千田農地林務課長補佐
菊池議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

### (1) 説明事項

- ① 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について
- ② 7月1日付け組織再編について
- ③ 奥州市農業振興ビジョンの最終評価及び改定の進め方について
- ④ 奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについて

### (2) 説明事項（議会）

議長マニフェストについて

### (3) 報告事項

岩手県競馬組合議会定例会(5/28) 報告者：千葉典弘 議員

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

【概 要】

- 1 開会 略

〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜

2 挨拶 略

〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜〜〜○〜〜

3 協議

(1) 説明事項

① 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について

○議長（菅原由和君） 早速、3の協議に入ります。

(1)、説明事項①、岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について、説明いただきます。

阿部政策企画部長。

○政策企画部長（阿部記之君） それでは、県への統一要望の件でございます。

例年、市長並びに議長の連名で行っております県への統一要望に関しまして、今年度は8月17日に要望会を開催するということで日程が確定してございます。

今般、県知事宛に提出いたします要望事項案が取りまとまりましたので、本日、ご説明をさせていただきます。

以降、資料に基づき、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 政策企画課の廣野です。

それでは、私から岩手県への奥州市からの要望、県統一要望について説明をさせていただきます。まず、概要について説明いたします。

この要望は、庁内各部から集約した国や県への要望事項について、優先順位を整理した上で、要望書として取りまとめ、市と市議会の連名により、県へ要望するものです。

今年度も昨年度と同様に、県が広域振興局単位で要望会場を設定し、知事出席の下、市、町ごとに要望、意見交換を行う予定となっております。

次に、2の要望内容以降について説明いたします。

今年度の要望項目は26項目で、内訳としては、新規が1項目、一部新規、これは、昨年度の要望内容に修正を加えたものになりますが、4項目、そして、継続が21項目となります。

要望項目の概要につきましては、後程説明いたしますが、26項目のうち、市として優先的に課題解決を図るべき重要事項として、資料左下に記載の5項目を掲げており、これらは、8月17日に開催される要望会当日において、直接、知事に説明した上で、意見交換をする項目となります。

次に、今後のスケジュールです。

要望会当日までの主な日程は、資料に記載のとおりですが、今年度も、要望事項に対する市議会からの意見集約を行った上で、県へ提出したいと考えております。

議員の皆様におかれましては、6月定例会中のお忙しいところ大変恐縮ですが、6月26日金曜日午後5時までに、会派ごとに意見を取りまとめていただき、議会事務局に提出いただきますようお願いいたします。

それでは、要望項目の概要について説明いたしますので、資料1、要望項目一覧表をお開きください。

初めに、一覧表の見方について簡単に説明をいたします。

資料左側の上の方ですけれども、項目ナンバーの列の次に、R 7 評価の欄があります。

この欄に記載のアルファベットは、昨年度の要望に対する県の対応状況を表しております。

資料4の表紙に凡例を掲載しておりますが、Aは趣旨に沿って措置したもの、Bは実現に努力しているもの、Cは当面は実現できないもの、Dは実現が極めて困難なものをそれぞれ表しております。

1つの件名に複数の具体的要望事項が含まれる場合、当該具体の要望ごとに、県の対応が示されるため、複数の評価が記載されている項目があります。

次に、広域区分欄に広域と記載してあるものは、他の市、町と足並みをそろえて行う広域要望であることを表しており、その右欄に連携する自治体名を記載しております。

以上が一覧表の見方に関する説明です。

次に、具体の要望項目の説明ですが、項目数が多いため、重点的に政策協議をする5つの事項と、県へ要望する事項及び国への要望として県に配慮していただく事項のうち、一部新規となっている4つの項目に限らせていただくこととし、継続要望については、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

なお、継続分については、要望の趣旨は昨年から変わっていないものの、要望項目をめぐる状況については、最新の内容に時点修正をかけております。

それでは、一覧表に基づき、重点要望項目から説明をいたします。

項目ナンバー1は、県南地域における周産期医療に対する支援についてを継続して要望するものです。

主な要望内容は、地域周産期母子医療センターにおける医師を含む人員体制の確保及び機能維持への支援、少子化を見据えた周産期医療体制の在り方の検討並びに妊産婦が安心して医療を受けられる広域的な医療連携体制の強化です。

次に、項目ナンバー2、地域医療の充実についてです。

こちらは、公立病院における医師確保や、地域医療全体の充実について、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。

主な変更点は、県立胆沢病院の小児科常勤医師が不在となった現状を踏まえ、小児医療の確保に係る要望について、同病院において入院の受入れが可能となるよう、常勤医師の配置を求める内容に見直したものです。

次に、項目ナンバー3、子育て世代の負担軽減についてです。

こちらは、子育て世代の経済的負担軽減に向け、保育料及び学校給食費の無償化並びに子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減について、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。

主な変更点は、小学校給食費に対する国の支援制度創設を踏まえ、自治体間で格差が生じないよう、国の責任による財源確保と制度設計を求める内容を追加したこと、また、子どもに係る国民健康保険税の均等割額のさらなる軽減を新たに要望項目として追加するものです。

次の項目ナンバー4は、介護保険制度の充実強化についてを継続要望するものです。

主な要望内容は、介護保険制度の健全な運営に向けた国庫負担割合の引き上げなど、財政基盤の強化並びに介護サービスの維持・確保に向けた介護職員及び介護職以外の職種を含めた処遇改善と人材確保、定着のための支援の充実です。

次の項目ナンバー5は、ツキノワグマ被害対策に係る取組の拡充について新規要望するものです。

主な要望内容は、市民の安全を守るための補助制度や、財政支援の拡充、ツキノワグマ管理計画

の抜本的な見直し、専門人材の確保及び市町村への派遣体制の整備並びに県管理河川等における伐採や刈り払いなど、環境整備の強化です。

以上が重点要望項目の説明となります。

続いて、県へ要望する事項についてです。

県への要望項目のうち、ナンバー 1 からナンバー10までについては、継続要望となりますので、説明を省略し、ナンバー11について説明いたします。

項目ナンバー11、小中学校の諸課題に対する教員等の専門職の配置及び増員についてです。

こちらは、より充実した学校教育の実現と、複雑化する教育現場の課題解決に向け、教員や専門職の配置、増員などについて、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。

主な変更点は、生徒指導対応に係る加配の増員を新たに要望項目として追加したこと、また、養護教員については、配置基準の緩和から、複数配置の継続へ内容を見直したことであります。

以上が県へ要望する項目の説明となります。

続いて、国への要望として県に配慮していただく事項についてです。

国への要望を働きかけていただく項目については、ナンバー 3 以外は、昨年度からの継続要望となりますので、ナンバー 3 のみの説明とさせていただきます。

ナンバー 3、地方財政基盤の充実強化についてですが、こちらについては、社会生活基盤の維持と、次世代への継承に必要な安定的な財源確保について、昨年度の内容を一部変更して要望するものであります。

主な変更点は、新たに過疎対策事業債の延長を追加するとともに、地方交付税措置率の引き上げ及び地方財政の確保を求める内容へ整理したことであります。

以上で要望項目の説明を終わります。

なお、一覧表に掲載している要望内容の詳細につきましては、資料 2 の要望書案及び資料 3 の関係資料を参照願います。

また、資料 4 については、昨年度の市の要望に対する県の回答ですので、こちらは後程ご覧いただきますようお願いいたします。

私からの説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 今説明を受けた部分では無いもので、国に対して要望していくという部分が必要でないかと考えているものがありますので、その点をお話したいと思います。

西学校給食センターの交付金が不交付になった事案によって、今、盛んにいろいろ調査、研究がなされているわけですが、この間、議会に提出していただいた資料の中で、令和 7 年度の岩手県の学校教育施設整備に係る大きな予算のほとんどが、繰越予算になっていたと。

ですから、今、それらを繰越しではなくて、当初予算で措置するように文部科学省に対して求めていく必要があると教育委員会等がそのようにまとめておられて、私もそう思っていました。

こういうふうにまとめておきながら、国に対して、こういう要望にしっかりしていくことが私は必要ではないかなと思うんですが、残念ながらその項目が入っておりません。

私はやっぱりこれは、単に今回の補助金不交付の問題だけでなく、岩手県全体の予算配分の中でも大きな問題があるということで、予算を配分してもらうのはいいけれども、いろいろな不安定

要素がある中で、やはり、しっかり、当初予算で措置してもらうようにという要望が私は県全体としても必要になる。そういった意味で奥州からそういう声を出していくことが私は必要ではないかなと思うんですが、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） ありがとうございます。

そういった、今いただいたご意見等をまとめていただきましてこちらにいただければ、掲載の可否というか、そちらを検討した上で、ご回答を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原由和君） 26番、中西秀俊議員。

○26番（中西秀俊君） 県への要望のうち、私どもの江刺梁川地域に関する3点についてですが、今回も県へ要望するもののうち、9番の一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進、Aランクであります。4番の北上金ヶ崎パシフィックルート整備、これもAランクであります。5番の東北横断自動車道、北上ジャンクションから江刺田瀬インターチェンジ間直線化の整備、これはCランクであります。3つが継続要望として今回も提出される状況であります。

いずれも梁川地内のインター周辺の交通の利便性向上に直結し、地域としても大変期待を寄せているところでございます。

それで、これまでも何度となく、一般質問なりでお伺いをした形の中で、やはりどうしても難しいというお話もいただきつつ、インター周辺の休憩機能整備についてはやはり、農地転用の課題があるということで、この地域は、交通安全、観光振興、広域交流という公益性が極めて高い場所だと自分なりに思っておりますし、市として、県に対し、より柔軟な判断や特例的な運用を求めていくお考えがあるのかどうかお聞きします。

2点目として、梁川地域は、3つの道路要望が重なる県内でもまれな、広域交通の結節点でもあらうと思います。

道路整備と休憩機能整備を一体的に進めるという戦略を県に対して明確に示すべきではないかなと思いつつ、お伺いをいたします。

25日までに取りまとめという部分もありますが、先んじての見解をもし出せば伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 今いただいた部分につきましても申し訳ございません、担当部と相談をしながらご回答させていただきたいと思います。

申し訳ございません。

○議長（菅原由和君） ほかに。

よろしいですね。

それでは、質問等ないようですので説明事項①は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 7月1日付け組織再編について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項②、7月1日付け組織再編について説明をいただきます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 総務部でございます。

総務部からは、7月1日付けの組織再編につきまして、議員の皆様にご説明をさせていただくものでございます。

内容につきましては、担当よりご説明いたします。

菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 説明に先立ちまして、資料の追加がございましたので、お知らせいたします。

令和8年奥州市行政組織図というものを、資料02-③ということで送っております。直前の配布となり申し訳ございません。

では、順番に説明させていただきます。

○議長（菅原由和君） 菊池未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊池徳行君） まず、私から、未来羅針盤プロジェクトの今後の方向性について説明をさせていただきたいと思います。

資料02-②をお開きください。

これまで、一般質問等でも答弁させていただいておりますけれども、羅針盤プロジェクトについては、プロジェクトごとに協議の場を設けて、それぞれその方向性を確認してきました。

全体的な考え方とすれば、これまでの取組状況を踏まえつつ、今後、その事業コストであったり、事業効果であったり、それらを勘案した上で継続の可否を判断し、取り組む場合はどのような形で取り組むか、さらに検討を重ねていきたいと思っております。

なお、事業継続となる場合であっても、今後は未来羅針盤図という区分ではなく、他の政策的事業と同様、総合計画、総合戦略に掲げる施策の体系に基づく事業という位置付けで取り組むこととなります。

この表に挙げた取組につきましては、これまでプロジェクト事業として予算が計上され、そして執行され、事業が着手されていたものすべてが網羅されております。今後は、記載されている担当部が中心となって関係各部と連携しながら進めていくこととなります。

この資料の説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） それでは、資料02-①をお開きください。

7月1日付け組織再編についての説明です。

1の羅針盤プロジェクトの今後の方向性につきましては、今、説明したとおりです。

2の組織再編の基本方針でございます。

行政課題への対応力強化と中長期的な視点での組織最適化を図るため、7月1日付けで組織を再編するというものです。

緊急性の高い課題に対応する新設と、現状に即した廃止を行うというものです。

3の組織再編の全体像でございます。

新設の対象組織が政策企画部、再編内容が市長公室、マニフェスト推進室、秘書係、広聴広報係を設置。目的と理由でございますが、市長の政策ビジョンを全庁的な施策へと展開する司令塔として、奥州ミーティング等によります対話型のまちづくりを推進するとともに、マニフェストなど、市長の政策・方針の迅速かつ確実な具現化と、市政の透明化を強化するためでございます。

次の新設でございます。

市民環境部、鳥獣被害対策室（部内室）を設置。深刻化しております鳥獣被害対策業務の一元化と対応力強化を図るためでございます。

次の新設でございます。

商工観光部、まちなか再生推進室（部内室）を設置。市街地等再生の礎となります新たな方針を迅速に検討するとともに、具現化への道筋を構築するためでございます。

次の廃止でございます。

政策企画部、未来羅針盤課の廃止でございます。

課所管業務を整理し、他部署への移管が可能との判断によりまして、その設置理由が消滅したためでございます。

次の廃止でございます。

健康こども部、新医療センター建設準備室の廃止でございます。

新医療センター整備計画の凍結を決定し、室所管業務は、健康増進課に移管の上での整理が可能との判断によりまして、その設置理由が消滅したためでございます。

その他でございます。

今般の組織再編に伴いまして、各部署の人員配置を見直し、合わせて人事異動を行います。

異動範囲が部局をまたがることから、関係予算の組替が生じるため、当該予算の補正を追加提案したいと考えております。

それでは、配布しました02－③の組織図の説明です。

こちらは、全体像となっております。

政策企画部に市長公室、秘書係、広聴広報係。市長公室の課内室としまして、マニフェスト推進室があるというものでございます。

その下の方、市民環境部のところですが、GX推進室の下、鳥獣被害対策室、こちらを新設で組み込んでございます。

その下の商工観光部でございますが、まちなか再生推進室、こちらを新規に入れてございます。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等があればお受けいたします。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

資料02－②の未来羅針盤プロジェクトの今後の担当部のところで、小さな拠点づくりの取組が、市全体に係る新たな地域主体の取組の推進ということで、関係する部局ということですが、具体的に今まで小さな拠点づくりということで進めていたこれは、例えば関係する部局はここですよ、みたいな紹介をいただけるとイメージが湧くんですがお願いします。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 小さな拠点につきましては、地域主体の取組ということでこれまでも協働まちづくり部を中心にやってきてございました。

それぞれ、様々な要望があったり、様々な、例えば買い物支援とか、例えばそういったようなものは福祉部になるんでしょうし、例えば人口対策ということであればもっと大きな範囲で関係各部で多分対応されると思いますし、それぞれの地域の課題によって所管部は変わってくるんだろうと思います。

ここでは関係各部と書いておきましたけれども、まずは、窓口は協働まちづくり部がまずはしっかりそこら辺を聞き取った中で、関係するところと連携しながら対応していくという形になると思います。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

11番、宍戸直美議員。

○11番（宍戸直美君） 11番、宍戸直美です。

1点だけすみません、細かいところで、水沢市街地の未来羅針盤プロジェクトに関する担当部というところで、水沢市街地についてなんですけれども、水沢駅とメイプルと水沢公園のトライアングルでウォーカブルなまちづくりというものを進めていたという記憶があるんですけれども、その水沢駅などのにぎわいとか、ウォーカブルなまちづくりっていうのは、メイプル再生の中に入るっていう理解でよろしいのか、水沢駅周辺のにぎわいっていうのはどこに入るのか教えていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 今、宍戸議員からご指摘があったとおりでございます。

大きく言えばメイプル再生の中で、メイプルを再生するためにはやっぱりエリアとしての価値を高めていくということをやっているとやってきておりましたので、この中にまず網羅されていると。

ただ、メイプルはメイプルとしてこれからいろいろ判断されていくと思いますけれども、またそれとは別にやっぱり駅前のにぎわい開発というか、これも当然考えていかなければならない。

それは既に、商工観光部の方で今振興ビジョン等をつくってございますので、そうしたものも含めてしっかり対応していきたいと考えてございます。

○議長（菅原由和君） 12番、菅野至議員。

○12番（菅野至君） 12番、菅野至です。

2点ほどお伺いします。まず、1点目が、今回のこの組織再編に関して、内示のタイミングというのはどういった形になるのかということと、あとは、この内容が職員組合との事前協議等々があったのかというところの確認です。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） それでは、人事に関わる部分でございますので私の方から説明をさせていただきます。

1点目の内示のタイミングの部分でございますけれども、本日内示をする予定にしております。

皆様方に内容を説明した後ということで、そういった対応をさせていただきたいということで、本日の午後を予定しているところでございます。

職員労働組合との調整の部分でございますけれども、基本この辺の部分については、職員労働組合さんとの協議が、いわゆる管理運営事項の部分でございますので、基本的には協議ということではなくて、報告といったような形にいつも取らせていただいておりますので、そういう形で職員労働組合にも情報を提供してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○12番（菅野至君） ありがとうございます。

2点目に関しては、承知いたしました。

1点目に関してなんですが、内示が本日ということになっているわけなんですけれども、そういった



中でも7月1日からの施行ということでなんですが、そうすると、何となく感覚的に議会への説明が遅かったのかなと感じるところがあるんですけども、これまでも一般質問等で組織再編がありますよという内容はちょこちょこ話が出ていたわけですけども、そういった中でも、もうちょっと早く説明があってもよかったかなというところを感じますけれどもその辺のご所見をお伺いします。

あとは、本日内示ということで、またこれからこの10日間で、異動であったりとかそういったところがあるわけですけども、そういったところで職員への負担などというところはそういった中で考慮されながら、この組織編成をされてきたのかというところを伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） 2点ほどご質問いただきました。

まず、内示のタイミングとといいますか、議会への説明のタイミングの部分でございます。

定例的な、4月に合わせた定期人事異動についてはもう少し前に皆様方にご提供しておったところではございますけれども、今般につきましてはちょっといろいろ、どう事務分掌を整理したらよろしいか、そういったところにちょっと時間がかかってしまったというのが正直なところでございますが、やはり我々も組織再編をする上では、ベストな状態、ベストという言い方が適当かどうか分かりませんが、そういった状態で7月1日を迎えなければならないということがありましたので、少しそこの辺の時間がかかってしまったというのが正直なところございまして、このタイミングになってしまったということでございます。

それについては、ちょっと申し訳ないなというふうに思っていますけれども、そういったことでご了承いただきたいというふうに思います。

2点目の職員の負担の部分でございます。

そこについては、非常に大きいものというふうには捉えていますけれども、やはり今回の組織再編をする上で、必要な人事異動は必要なというふうには捉えておりますので、可能な限り、必要最小限の形で、ベターな状態でやっていただきます。それ以外の業務が停滞してしまうとそれはそれで困りますのでということがございますので、可能な限り職員負担の増加もできるだけ最小限、あとは市民サービスへの影響もできるだけ最小限という形での、ベターな選択をさせていただいたところでございますので、職員には当然、負担がかかるというのは分かりますけれども、いずれ組織をうまく回すためのことということで、職員に対してはご理解をいただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（菅原由和君） 19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋浩です。

私は、資料02-③の組織再編の全体像というところの市民環境部、鳥獣被害対策室と、廃止の健康こども部の室について、2点お尋ねをいたします。

市民環境部の鳥獣被害対策室を設置するということは、これはまさにクマ対策も含めて鳥獣被害に抜本的に対応するということなのだろうと思います。

今までは、農地での被害は農林部、そしてクマ等については市民環境部というような、二本立てだったんですけども、ここの部署はあくまでも、農地の被害等も含めて、ここの部署で一貫して対応されるのかの確認と、健康こども部の新医療センター建設準備室、これは廃止ということで、凍結を決定した上でこれは、必要がないということで廃止ということなのだと思いますが、ただし、市長がお話していたように、6か月もしくは2年以内に方向性をきちんと示すというような

こともございました。

そうしますと、これからは、建設準備室は廃止するものの、主体的にそのことを運用していくのは、やはり健康こども部なのか、政策企画部になるのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） それでは、鳥獣被害対策室ということで、今まで生活環境課と農地林務課に分かれていた業務内容でございますが、今回はこのような形で一本化しまして、クマ対策と、あとそれ以外の農地の被害についても、ここの鳥獣被害対策室で一本化するというような考えです。

新医療センターの方向性でございますが、この健康こども部の方で、これから地域医療の関係、地域医療懇談会、あと、医師会、歯科医師会との連携等、こちらの方で行っていくというものでございます。

今後なんですが、こちらの方で仮に建設等と何か決まった場合においては新たに、建設準備室なるものは、今後検討していくという形にはなります。以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） ありがとうございます。

新医療センター建設準備室廃止の件については、了解いたしました。

鳥獣被害対策室につきましては、先ほどの説明では、両方をここの部署で一本化ということにというご説明を受けました。

そうしますと、農林部への今までの鳥獣、例えば、ハクビシン云々とかそういうことについても全部、ここの対策室ということでよろしいのか改めてお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 鳥獣被害対策室の事務分掌でございますが、野生鳥獣に関すること、あと鳥獣被害防止対策に関することということで、今ありましたハクビシン、ニホンジカ、あとイノシシ、カラス等の捕獲許可についてもこちらの対策室でやることとなります。その他、今まで出ております、クマ情報の受信、広報、あと有害鳥獣捕獲許可であったり、あとツキノワグマの対策基本方針に関する庁内調整、その他、捕獲報奨金であるとか各種補助金についてもこちらの対策室で担うという形になっています。以上です。

○議長（菅原由和君） 25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 私は、新医療センター関係についてお聞きしたいと思います。

組織再編の基本方針、緊急性の高い課題については新設をすると。それから、現状に即した廃止を行うと。それはそうなんだろうと思いますけれども、それで、新医療センターについては凍結が決定しているので、健康増進課に移管の上での整理が可能との判断。

本当に整理する程度の認識になっているんだなというふうに、この文言を見て思いました。

それと、体制ですけれども、健康こども部の健康増進課の中に地域医療係を設けるわけですね。それで、大体どういう体制でやろうとしているのかその辺が1つ。

それから、医療局の体制を見ますと、医師確保推進室はあるけれども、今までと何も変わらない。むしろ、そういう体制整備については、何も検討する場がなくなってしまうというふうに見ました。

本当に凍結するだけではなくて、もうやる気がないとしか見えないんですよね。先ほどの答弁で、仮に建設が決まった場合には、準備室等を検討していくって言う答弁がありましたけれども、私、そのような程度にしか思っていない。そういうふうにはしか見えないわけですがけれども、その辺、ど

のようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、新医療センターの部分についてでございます。

検討については、今までも一般質問等でもお答えしているとおり、検討は継続して、こういった期間の中で次のステップについてお出しするといったようなことを答弁してまいりました。

実を申し上げますと、その検討のために、今年の4月1日付けで健康こども部健康増進課に1人、職員を専任のために配置してございます。

今回の部分につきましてももう1人、その検討をさせるために配置するということで、現在の新医療センター建設準備室ぐらいといいますかその程度の職員体制は組むというようなことでございます。

ということで、しっかりその辺は対応するという中で、組織的、人事配置的にも、そういった形できっちりやっていくということ、体制も含めて調整をしたという中身になってございます。

また、医療局の部分につきましては、これまでも、医療局の部分については、今の体制の中で組んでいるといったような状況になります。

もし、例えば、医療局の方で、そういった病院のこの部分、必要に迫られると。体制の部分で、必要になるという場合については、その辺が見えてきたならば、改めてその人員配置等々についても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 今のご答弁からも、必要があればという程度の発言になっているわけで、姿勢がそのとおりだというふうに思います。

ただ、医療局全体で、やっぱり、今まで目指してきたものが凍結によって、いわば白紙に戻ったような形の中で、本当にそれでいいのかと。

院内の医師はじめ、医療関係者の皆さん、職員全体でしっかり改革するっていうことで取り組んでいらっしゃる、そういう姿勢がすごく私は本当に素晴らしいなと思うんですけども、ただ、全く医療局とは関係ない、いわば市長部局の中で検討するんだと、全体を検討するのはいいんですけども、しかし、医療局との関わりを考えないやり方で本当にいいのかと。そこが、私は非常に疑問があります。

ですから、この医療局との連携といいますか、そういう部分はどのように考えているのか、それが見えないわけなので、その点、もう一度お伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） ただいまお話をいただいたところでございます。

職員体制につきましては先ほど総務課長が答弁したとおり、これまでどおりの職員体制は維持されるということでございます。

また、医療局と市長部局との連携といいますか、そういった部分につきましても、これまで医療局の経営管理部長が健康こども部の参事を兼務しておりましたが、その体制は引き続くこととなります。

そういった体制の中で医療局、市長部局が連携しながら、この医療の問題については検討してまいりたいと、そのような体制を組んだところでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 大体、体制的には分かりました。

健康子ども部の地域医療係は、どこで執務することになりますか、その点お聞きいたします。

どこで仕事することになるのかということです。

○議長（菅原由和君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 本庁舎2階の健康子ども部健康増進課の中で仕事することとなります。

○議長（菅原由和君） 26番、中西秀俊議員。

○26番（中西秀俊君） 先ほど高橋浩議員からも質問があった鳥獣被害対策について私からもお聞きしたいと思います。

本当にクマ出没が過去最高となって、農林被害も深刻化しております。

これはもはや営農支援の枠を超えて、市民の生命と財産を守る安全保障の課題であると強く認識しております。

鳥獣被害対策室を設けるということは評価をいたします。

そこで、従来の体制から何が強化されるのか。

特に、許可手続きの迅速化であったり、わなの設置までの時間短縮であったり、猟友会との連携強化、地域からの通報体制、情報共有の仕組みなど、お話できる範囲で改善策を伺いたいと思います。

2つ目に環境整備についてということで、例えば伐採や草刈など、地域任せにせず、市が主導で面的に取り組む体制をどのように作っていくのか伺います。

最後に、猟友会の高齢化と担い手不足が深刻だというお話もされます。捕獲体制の持続可能性をどう確保するか。処遇改善、手当、わな設置費用の支援、他市町村との比較など、どう捉えているか、分かる範囲で、お話できる範囲でお願いします。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） それでは、何が違うのかと、端的に言いますと、専任が3人付くということで、専門的に、集中的に行っていくというところがまず違うのかなというふうに思っております。

あとは、環境整備、面的にどう作っていくのか、そういった部分についても、こちらの対策室の方で行っていくということでございますし、猟友会の関係につきましても、こちらの対策室の方で行っていくんですが、具体的な中身については申し訳ないですけども、ちょっと私の方では詳しいところまではちょっと分かってはおらないので、そちらの方につきましては、担当の方に聞いていただきたいというふうに思います。

この鳥獣被害対策室は、一元化の対応力強化ということで、先ほど申し述べましたとおり、事務分掌は、野生鳥獣に関すること、あと、鳥獣被害防止対策に関することということで、お話をしました。クマ情報の受信、広報、それから、有害鳥獣捕獲許可、クマとかイノシシの緊急銃猟。あとはツキノワグマ対策基本方針、あとは、傷病野生動物、野生動物苦情対策、あとはハクビシン、ニホンジカ、イノシシ、カラス等の捕獲許可、有害捕獲のサポーター育成、あとは、捕獲報奨金、電気柵、猟銃免許、あとは、猟銃助成、麻酔銃による捕獲、駆除後の解体処理支援、各種補助金助成などというような、その他にもいろいろあるわけですけども、一手に、一括でこちらの方で、専任3人、その他に兼務発令をしております、両課で連携を取りながらこれらの問題に対応していく

という中身です。以上です。

○議長（菅原由和君） 中西秀俊議員。

○26番（中西秀俊君） 進んだ質問までしてしまって大変申し訳ございませんが、本当に喫緊の課題だと思います。

猟友会と連携をして対策を強化する方針、さらには、現場では依然として、許可手続きの遅れ、わな設置までの時間、そして担い手不足、地域の不安の高まりといった課題がまだ山積していると思いますし、これからも起きていくと思います。

市が主体的に本当に出沒させない環境づくりと、捕獲体制の強化の両面を同時に進めることを強く願っておりますが、改めて所感があれば、伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 今お話されました課題等につきましては、新たに設置される鳥獣被害対策室の方にしっかりと伝えて対応していくようにしたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

それでは、特にご質問等ないようですので説明事項②は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

③ 奥州市農業振興ビジョンの最終評価及び改定の進め方について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項③、奥州市農業振興ビジョンの最終評価及び改定の進め方について、説明いただきます。

門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 奥州市農業振興ビジョンにつきましては、奥州市総合計画の基本施策であります、農林業の振興における最上位指針として令和元年5月に策定し、令和3年度には中間評価と改定見直しを行ったところであります。

本年度で期間満了となりますので、本年度は最終評価と改定を行おうとするものであり、その進め方についてご説明をいたします。

なお、当部におきましては、このビジョンのほかに、奥州地産地消推進計画など、5つの計画の改定や定期見直しについて、次期総合計画の策定作業と同時進行で取り組んでいるところでありますが、これら5つの計画につきましては、別途、案がまとまった時点にでもご説明できればと考えてございます。

それでは、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 八重柏農政課長。

○農政課長（八重柏孝規君） 奥州市農業振興ビジョンの最終評価及び改定の進め方についてご説明を申し上げます。

まず、ビジョンの最終評価と改定の概要のうち、趣旨についてでございます。

本ビジョンは、令和元年度に策定し、今年度が最終年度です。

現ビジョンにおける目標値に対する達成状況を最終評価し、令和9年度以降のビジョンを策定しようとするものでございます。

次に、位置付けでございます。

本ビジョンは、奥州市総合計画の内容を踏まえつつ、農林業の振興に関する最上位の部門指針という位置付けで、他の各種農業関係計画等と連動して推進していくものとなります。

次に、最終評価及び改定の進め方でございます。

まずは、実績値の分析等の最終評価を行い、その内容に応じて改定案検討、具体的取組等を一覧化するアクション整理を行い、合意形成を経て、次期ビジョンを確定、公表するという流れを想定しているものでございます。

続いて、ページの右側、スケジュールをご覧ください。

7月に奥州市農林審議会を開催し、ここから具体的な取組をスタートさせることとなります。

7月から8月にかけてアンケートを実施。

11月を目途として、最終評価案及び次期ビジョン案を固めたいと考えております。

その後、令和9年3月までに現ビジョンの最終評価、それから次期ビジョンの公表を行おうとするものでございます。

なお、総合計画の策定過程において予定されています、議会の皆様への報告等のタイミングを計りながら、本ビジョンについても報告等の場を設定する予定としてございます。

次のページをご覧ください。

こちらでは、ビジョンの策定に係る全体的な流れについて整理をしてございます。

基本的には、現ビジョンを策定した際の手順を一部見直した進め方となっております。

全体としては、市農政課において、アンケート、最終評価等の各種原案を農業振興ビジョン策定会議専門部会、こちらの方に提示し、その検討結果をもとに、農林審議会へ付議、パブリックコメント等を経て改定作業を進めていくというものでございます。

このうち、主なポイントについて2点ご説明を申し上げます。

1つ目のポイントは、農林審議会内に、農業振興ビジョン策定会議という専門部会、また、必要に応じて、その下に策定会議内検討組織、こちらを設置し、改定に関わる役割を担っていただくことであります。

なお、具体の役割につきましては、ページの左下のほうに記載してございますので、後程ご確認くださいようお願いいたします。

それから、2つ目のポイントは、専門部会メンバーの見直し、追加ということになります。

現ビジョンの策定の際の専門部会のメンバーについては、両JA等の農林業関係団体、それから東北農政局等の関係行政機関としてございましたが、今回は、胆江地方農村青年クラブ等の生産者団体の方にも参加をお願いしようとするものでございます。

より幅広く意見の集約を行い、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたらお受けいたします。

12番、菅野至議員。

○12番（菅野至君） 12番、菅野至です。

2点ほど、お伺いさせていただきます。

まず、2ページ目の農業振興ビジョン策定会議案のところにあります、今度新しく追加されるというメンバーとして追加されるという3号委員に属する組織というところですが、この3号委員の

選定の指標というかがどういった形で選定を行っていくのかというところの具体を教えてください
ればと思います。

あとは、農業振興ビジョン策定会議とその下にある農業振興ビジョン策定会議内検討組織という
ところのこの関わりというところをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

以上2点について伺います。

○議長（菅原由和君） 八重柏農政課長。

○農政課長（八重柏孝規君） 2点ご質問いただいたところでございます。

1つ目が、3号委員というところの選定基準というところでございます。

こちら、農林審議会の委員さんをお願いするという部分で、その中で、3号委員という位置付け
がなされているものでございます。

こちらにつきまして、今時点で、こちら委員となっていたいただいている方をちょっと列挙させてい
ただきますと、農村青年クラブ、それから農業農村指導士会、それから認定農業者協議会、それか
ら、両JAさんの女性部の部長さん、副部長さん。それから、産直施設連絡会の会長さんという位
置付けとなっております。

こういった幅広く、生産者の場、まとまっているグループ、そういったところの方をお願いする
ということで設定をしているものでございます。

それから2つ目、専門部会と、それからその下の検討組織の関わりという部分でございます。

こちらについては、下の検討組織、必要に応じて設置ということとしてございます。

こちらは、策定会議、専門部会の中で、例えば、農産についてちょっと集中的な検討が必要じゃ
ないか、あるいは畜産部門、こちら集中的に必要でないかと、そういった方向性が出た場合に、こ
ちら個別に専門部会の検討のもとに設置をしていただくという流れを想定してございます。

なお、現ビジョンの策定のときには、こちらの検討組織の設置には至らなかったということでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） ほかに。

よろしいですか。

はい、それではご質問等ないようですので、説明者入れ替えのため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについて

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、説明事項④、奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについて、説明い  
ただきます。

門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針につきましては、令和3年3月  
に策定しまして、同年8月の全員協議会でご説明してきた経過がございます。

この基本方針は、昨年度までの5年間の方針でありましたことから、この度、改めて本年度から  
5年間について、基本的にはこれまでの方針を踏襲しつつ、軽微な見直しを行いましたので、その  
内容について、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） それではお手元の資料でご説明をいたします。

奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針等の見直しについてです。

1 ページ目の左側上をご覧ください。

初めに、本制度の概要でございます。

森林環境譲与税は、令和6年度から国民の皆様から徴収が開始されました森林環境税を財源として、森林整備などを担う市町村に国から配分されるものでございます。

この配分基準が令和6年度から見直され、これまで以上に私有林人工林面積が重視されることとなりまして、本市のような森林資源を有する自治体にとって、その重要性はますます高まっております。

次に、本市における譲与税の歳入と活用の状況でございます。

表のとおり、譲与税額は年々増加傾向にございますが、一方で、これまでの執行額は譲与額を下回っておりまして、結果としまして、未活用の譲与税は基金として積み上がっているのが現状でございます。

令和6年度末には、約2億4,000万円、計画見直し初年度の令和8年度末には、予算ベースですが、約2億8,000万円の基金残高が見込まれております。

この豊富な財源をこれ以上滞留させることなく、本市の喫緊の課題である森林整備等に、より計画的かつ効果的に活用していくことが急務であると考えております。

右側の基本方針等の主な見直しをご覧ください。

こうした背景から、この度、令和8年度から令和12年度までの新たな5年間の基本方針、そしてより実効性を高めたアクションプランを策定いたしました。

見直しのポイントは、大きく3点ございます。

1点目は、基本方針の強化です。

国が示す森林の整備、担い手確保、木材利用、理解醸成の4本柱は維持しつつ、特に、最重要課題である森林の整備を強化いたしました。

具体的には、これまで以上に市独自の森林整備補助金の活用を促進するとともに、森林整備に不可欠な林道の維持管理を強化することを方針として明確に位置付けております。

2点目は、これまでの使途の方向性をより具体的で、実行計画を示すアクションプランへと名称を変更いたしまして、その内容を刷新いたしました。

3点目として、そのアクションプランの中に具体的な森林整備の目標面積を設定いたしまして、これまでの事業に加え、新規事業や今後検討すべき事業を盛り込むことで実効性のある計画といたしました。

2ページ目をお願いいたします。

新たなアクションプランの具体的な内容についてご説明をいたします。

2ページ目の中央の②の市における森林整備の将来像をご覧ください。

まず、本市の森林整備における現状と課題でございます。

市内の私有林の人口林は、約7,000ヘクタールでございます。

この森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐためには、年間でおおよそ100ヘクタールの整備が必要と試算されます。

隣のグラフの必要ラインがこれに当たります。

しかしながら、これまでの実績は、国、県の補助事業等を含めても、年間平均で約39ヘクタール



にとどまっております、現状のラインと必要なラインには大きな隔たりがございます。

このギャップを埋めるため、今回、譲与税を活用した具体的な整備目標面積を設定いたしました。  
下の表をご覧ください。

令和8年度は、市独自の補助による間伐、造林を加えまして、合計66ヘクタールからスタートいたします。

そして、毎年、市補助の面積を段階的に拡大いたしまして、計画最終年度の令和12年度には、85ヘクタール、さらにその先の令和15年度には、目標である100ヘクタールの整備達成を目指すという計画でございます。

右側の表に行きまして、③の事業一覧、スケジュールをご覧ください。

この高い目標を達成するため、具体的な事業内容も強化いたします。

継続事業に加えまして、新規事業といたしまして、先ほど申し上げました林道維持管理の強化に着手いたします。

そして、今回の見直しの最大の目玉とするのが、市森林整備事業補助金の見直しでございます。

これまで支援が手薄だったエリアへの補助対象を拡大するとともに、森林所有者の負担を軽減するために、補助率を現行の80%から95%へと引き上げいたします。

これによりまして、所有者が森林整備に踏み出しやすい環境を整えまして、計画の達成を強力に押し進めてまいります。

また、木材利用の促進に向け、これまで対象を限定していました公共施設木質化につきましても、対象施設を拡大いたします。

さらに、その下の検討に記載のとおり、林業経営体への機械導入支援や、航空レーザ計測による森林資源の精密な把握など、今後さらなる譲与税の活用策に努めてまいりますとともに、検討を進めてまいる所存でございます。

今回の見直しは、豊富な財源である森林環境譲与税を最大限に活用しまして、これまで課題でありました本市の森林整備の遅れを一気に取り戻しまして、未来へとつなぐためのまさにアクションプランということでございます。

森林が持つ水を育み、災害を防ぎ、地球温暖化を防止するといった多面的な機能維持を増進させまして、豊かな森林資源を次の世代に確実に引き継いでいくため、本計画を力強く推進してまいります。

なお、資料に、別添の奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針ということで、2枚ものの資料がありますけれども、その説明は割愛いたしますので、後程ご覧をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたらお受けいたします。

7番、菊地淳議員。

○7番（菊地淳君） 7番、菊地淳です。

基本方針・アクションプランの中で、新規に、林道維持管理の強化と掲げられていますが、現行の林道維持管理にどのような課題や問題点があると認識しているのかお伺いします。

併せまして、その課題を踏まえまして、林道維持管理の強化をどのような手法や取組によって進めていくのかお伺いします。

また、維持管理の強化に伴い、新たに必要となる費用負担は、現行と比べて、どの程度増加を見

込んでいるのか。

それから1ページの基本方針・使途の方向性の中の見直しにおいて、森林の整備に追加で、市所管の林道の維持管理を強化と掲げて見直すとのことですが、市が所管していない林道や、地域の森林組合等が管理している林道等についても、今回のアクションプランの事業対象とし得るのか、支援や連携の在り方を含めて、お考えをお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 4点ほど、ご質問をいただきました。

まず、課題につきましては、現在、林道の維持管理、修繕につきましては、昨年度まで約100万円のみの予算となっております、数十件の必要と思われる修繕のうち、年間1箇所程度しか対応できていなかったと考えております。

また、課題解決のために、今回、森林環境譲与税を活用いたしまして、1,000万円の予算を確保いたしまして、年間5箇所程度、200万円の5箇所ということで、修繕していく予定にしております。

それから、市以外の修繕ということでしたけれども、修繕箇所につきましては、森林組合等の意見を聞きながらやっていきたいと考えてございまして、現時点では私有林の整備に必要な市所管の林道を対象としておりますけれども、森林組合等所有のいわゆる作業道につきましても、今後整備したいという声が上がってきまして、私有林の整備に必要不可欠かどうかということ踏まえながら、整備について考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 若干補足をさせていただきます。

今回の林道の整備、維持管理ということですが、正直、林道というのは、県、あるいは、市が管理するものを指します。それで、例えば、森林組合さんとか個人が管理しているものは、いわゆる作業道という扱いになろうかと思えます。

今回は、市が管理する林道の維持管理を行いますよという中身です。

なぜこれを行うかということですが、現場に行けば一目瞭然なのですが、正直、林道といっても、車どころか、今は人すら枝葉が邪魔して通れないような状況になっている。要は、維持管理が追いつかない状況になっています。そうすると、例えば、私有林を整備してほしいということですが、整備をしたくても現地に行けないという状況になっていますので、それを何とか解決したいというのが一番大きい理由です。

あとは、本来の目的ではないのですが、これまでの大船渡や大槌の林野火災の際、もし奥州市でそういった火災が起きた場合、常備消防、非常備消防さんたちが現地に行くということにも支障をきたすのを幾らかでも解消したいという側面もあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊地淳議員。

○7番（菊地淳君） 7番、菊地淳です。

ぜひ、市所管の林道だけでなく、やっぱり地域の森林組合等もやはり苦慮しているということもございまして、そういったことも今後考えていただければなという思いでございまして、以上、お話し申し上げまして、終わりにさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） そのとおりだと思います。

先ほど言ったとおり、目的が私有林等の整備に必要だということでの維持管理ですので、民間さんが管理する作業道を何とかしてもらえないかというご相談の際は、ちゃんと相談に応じて、それなりの対応を検討したいと思います。

○議長（菅原由和君） 27番、今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 27番、今野です。

公有林に関わる林道は、対象にならないのですか。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 先ほど、部長の話もありましたけれども、この譲与税というのが、私有林ということでしたので、私有林の整備に係るかどうかということをもまず考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 今回の林道の維持管理、200万円掛ける5箇所ですと年間1,000万というのは、先ほども申し上げましたが、市が管理する林道の維持管理をまずはやってきたいのだということです。

その後、例えば、県が管理する林道、あるいは、国有林で整備をしたいけれどもっていうのは、ちょっとこれは、そもそもの森林環境譲与税の活用の趣旨からするといかがなものかというふうには捉えておりますが、あとは国から言われるっていうことは、林野庁から言われるということでしょうし、この森林環境譲与税の所管も林野庁ですから、これが使えるというのであれば、それは、検討の余地はあるのかなと思います。

○議長（菅原由和君） 26番、中西秀俊議員。

○26番（中西秀俊君） 冒頭に、基金が積み上がっている、豊富な資金を活用してという言葉もありましたし、力強く推進していくという、末尾の言葉もありました。

本当に譲与税の活用を期待するところであります。

私どもの地域などはほとんど私有林であって、私有林整備や林道維持管理、公共施設の木質化などに活用される重要な財源だと思っています。

しかし、山間地に来れば、先ほど来話が合ったとおり、林道の老朽化、作業道の不足、小規模所有者の境界不明確、国土調査をされていれば別ですけども、そして、搬出コストの高さなどで、木を伐りたくても伐れない。そんな現実もあります。

市長方針にも掲げられるように、譲与税基金の有効活用とうたわれておりますが、現場の課題を踏まえたときに、例えば先ほど来話がありましたがどのような優先順位で事を進めていくのか。

特に、私有林の整備支援等、林道作業道の整備について、例えば今年度の重点施策にこれからの重点施策あれば伺いたいと思います。

さらに森林整備、林道整備の優先順位の明確化という部分の中で、林道整備の要望も今多いのかどうか私も把握はしていませんが、市として、林業生産性、先ほど言った伐りたくても伐れない林業の生産性だったり、防災上の重要度、先ほど来話が合った鳥獣対策などを踏まえた優先度なども見える化していったほうが市民に伝わるのではないかなと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） いろんな問題の中で、市の重点施策というお話がありました。

市の方でも、先ほど来お話のあります市が管理する林道につきましては、80路線、総延長にしますと198キロメートルということがありまして、森林組合さん等の方に業務委託をして、管理路線の

遵守とか、除草作業、または被害があるような路線を報告してもらっているということがございます。

まず、重点的に進めたいというのは、先ほどこちよつと説明いたしましたけれども、やはり、森林というのは多面的な恩恵があるということで、今まで林業をやっている方に意向調査等をしたときに、どうしても小規模で、大きいところだと森林経営計画というのを作って国等から大きく補助をいただくことができるんですが、小さいとなかなか自前の費用で整備ができないというお話を受けてまして、2年前から個人向けの補助金を創設しております。

そういう小規模な方たちがほとんどでしたので、今、木材価格も低迷しておりますので、なかなか整備ができないということがありましたので、まず、補助金を創設して整備をしたいと考えておりまして、それが重点ということで考えております。

それに寄与する形で、やはり整備については、路網の管理も整備も必要だということで、合わせた形で林道の維持管理の強化も進めていきたいと考えてございます。

それから、防災、鳥獣、いろんな、山の方にはちょっと課題がありますけれども、何かを明確にして市民等に訴えていったらどうかというお話もありましたけれども、ある予算の中でやっていくものですから、いずれ、この基本方針に基づき、譲与税も国の方からこの4つの使途に限定されていますので、それらの使途に沿うような形で今後も整備の方を考えていきたいと考えてございます。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） すいません補足します。

基本的には課長の答弁のとおりですが1つ目の重点はというのは、やっぱりこれは私有林の整備、これが一番です。

そのための様々な施策だったり、例えば、国が示す4つの基本方針にあるその理解醸成とかということで衣川の自然塾であったり森の巣とか、あるいは人材育成、チェーンソー講習会とかもやっているのですが、一番の重点はやっぱり私有林の整備です。

あと、2点目のいわゆる見える化ということですが、議員からは、林道整備というお話をいただきましたが、整備となると、例えば新設改良ということも含まれるんだと思いますが、やっぱり、この森林環境譲与税を使つての新設とか改良というのがどこまでできるのかというのがちょっと疑問でありまして、あくまでも今回は、先ほど来お話をしていますとおり、現場に行きたくても行ける状況じゃないものを何とかしようということでの整備ではなくて維持管理を行うということです。

なので、具体的にどこをどうするというのを市民の皆様にお示しするというのも大事かもしれませんが、まずは森組さんと相談をして、今年度やるべきな場所はどこなのかということを毎年毎年拾いながら少しずつではありますけれども、やっていくというスタンスで今のところはおります。

○議長（菅原由和君） 17番、及川春樹議員。

○17番（及川春樹君） 17番、及川です。

確認ですけれども、北上川東部にはあづま街道と言って、福島から紫波ぐらいまで通っていて前沢の生母、黒石、羽田、江刺という南北に走っている街道と、あともう一本、胆沢地区だと、奥州湖の辺りから、秋田県の東成瀬村の方まで続いている仙北街道、いわゆる旧道、古道と言えいいんでしょうかがあるんですけれども、それらは対象になるのかお聞きしたい。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 今回は、先ほどから言っている林道の維持管理をやるということではあ

ります。

ただ、森林環境譲与税の考え方からすれば、資料の1ページの右側の基本方針①から④までであるうちの、この④の森林・林業の理解醸成という部分からすれば全くできないというわけではありませんが、今のところは、予定はないということになります。

○議長（菅原由和君） 16番、小野優議員。

○16番（小野優君） 16番、小野です。

以前私が一般質問で聞いたところが十分進んでいるのかなと思ったところで、維持管理に関してはそうなのかなと思って聞いていましたけれども、今回の資料で、基金ですけれども、今までこういうふうに積んできましたというのがあって、アクションプランの方で、面積単位でこういうふうにやっていきますというのがあって、さっき、維持管理の部分では何か1,000万円を投じてという話をしていましたけれども、他にも使うんでしょうけれども、今後、その今までたまってきた基金を使いながらといったときのこの基金の推移というのは、それでもやっぱり、まだ、もらうよりも使う方が多いから少しずつ減っていくのか、もらった分だけとかその辺のバランスというのは今のところどのように考えていますでしょうか。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 資料の1ページの左下ですが、これを見ますと、令和8年度、今年度までどんどん増えていくというイメージになりますけれども、そもそも森林環境譲与税は目的税なので、本来であれば、もらった年にももらった額を使い切る。さらに言えば、使い切ってもなお足りないから、一般財源を投じるくらいの勢いでなければ駄目だと思います。

なので、ちょっと資料にはないですが、最終的には毎年100ヘクタール程度の整備をとという説明をしました。

これにかかる費用からしますと、基金は、今後はどんどん減っていくという見方はできるかと思っています。具体的な数字はちょっと示せませんが、そういうイメージで進めたいと思っています。

○議長（菅原由和君） 19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋浩です。

私からしますと、改めて、基本方針の見直しは、非常にアクションプラン等含めて歓迎すべき事項だと思いますし、いよいよ、森林環境譲与税の必要性というか、これが表に出てきたかなという私個人の感想を含めまして改めてご質問いたします。

森林環境譲与税について、補助率の額を増額、80%から95%ということでした。

この辺の補助の内容と、この率を上げたことによる事業の拡大の見通し等がありましたならば、説明をお願いします。そして、こういうことも、市民への周知徹底をどのように進めていかれるのか、森林組合さんとどのように協力していかれるのかお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） まず、補助金の補助率等の見直し等について、ご説明をいたします。

まず、令和6年度からこの事業を進めていまして、令和6年度が1件、それから令和7年度が3件の補助対象がありました。

それを、本年度、80%から95%にしたということで、約10件の整備補助を目指してございます。

なお、これは、単に補助金の拡大を目指したわけではなくて、その対象、例えばエリア、今まで5条森林に限っていたものを、5条森林以外の2条森林まで拡大しておりますし、それから、間伐

の樹木の枝打ちなども、今までは16年生以下ということでしたけれども、25年生以下ということで、そういうものも拡大をしてさらに使いやすくしておりましたので、そういう形でこの事業を皆さんに使っていただきたいというふうに考えております。

それから、この事業の周知につきましては、市のホームページ等でもやっているんですが、やはり、森林組合さん等の方が情報をお持ちですので、組合さんを通じて、そういう森林所有者の方に、声掛けをしてもらっているということも今やっております。

いずれ、考えられる周知については、どんどんやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） ありがとうございます。

森林環境譲与税をどんどん活用していただいて、先ほどの啓発活動にも使っていただきたいところでございます。

そこで、実はこの森林環境譲与税が出ているんですけれども、なかなか森林整備が進まない。特に、森林整備というかも伐期が、50年、60年以上過ぎて伐期を過ぎた山がたくさんございます。だけれども木を伐れないというところが非常に大きな問題だと思っております。

そこで、今、森林所有者の方たちの多くは、お金にならないから、山も整備しないし、山も伐らないというような状況が悪循環でずっと続いております。

そこを何とか、森林環境譲与税を投入して、所有者が、極端な話ですよ、極端な話、手出しなしで、例えば自分の山が整備できるほどの補助であったりすれば、それについて、手を挙げる所有者はたくさんいらっしゃると思います。

その辺も含めて、森林所有者の相談も含めて、今後の対応も考えられれば、さらに奥州市の私有林の森林整備が進んでいくのではないかと思いますのですが、ご所見をお伺いします。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） まずは、啓発活動にもということですので、そのとおり努めたいと思います。

ご質問の伐期を過ぎてもなかなかお金かかって、やりたくてもやれないということではございました。

今まで80%の補助でも、なかなか手を上げる方がいらっしゃらないというのはそういうことだったと思います。ということもあって、今回、思いっきり見直しての95%ということで、これ場所とか面積とかいろんな条件にもよると思うのですが、我々の試算ではこの95%にしたことによって、森林の所有者さんは手出しどころか、うまく売ればもうかる仕組みになっているつもりなので、正直言って、私の山でやってみればいいのかちょっと分からないんですが、どこか手を挙げていただいて、これでもうかったということを広げていただくと、なお、周知にもつながるのかななどとは思っておりますが、いずれ試算ではもうかるはずだと、ここではっきり言っているのかちょっとあれですが、そういった試算はしたつもりでおります。

ということで、さらに相談を含めてということですが、それは当然、ご相談をいろいろとお承りしたいなとは思っております。

○議長（菅原由和君） 高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） ありがとうございます。

もしかしたらもうかるかもしれないというような、ぎりぎりの線でございますけれども、もしそ

れであれば私が率先して私の山をやりたいと思いますので、それはそれとして、そういうことも含めて、先ほど課長のご答弁では、やっぱり情報量のある森林組合さんの方からお話ということもございましたけれども、ただもうかるもうからないは別として、これだけの補助金があるので、私有林をどうか皆さん整備しませんか。そういう認識とか、特に家族の中で、山について関心を持っているのは、木を植えたじいさましか関心がないんです。他の家族は山にも行ったことがない。そういう家庭が多いので、森林事業は進みません。ですから、そういうことも含めて、広報活動をもっともってやっていただければ、森林環境譲与税の基金がどんどんどんどん減ってっちゃったよっていうぐらい事業が進んでいくと思います。

今後とも、広報活動に努めていただけますように、その所見を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 広報活動をということです。

本当にこの周知が難しくて、例えば、広報誌、広報おうしゅうに何か特集を組むとかっていうこともあるのかなとか、ちょっとそこはいろいろ手段は検討したいと思います。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいですか。

それでは、特にご質問等ないようですので説明事項④は、終わります。

これで、(1)の説明事項を終わりたいと思います。

説明者退席と併せ、11時45分まで休憩を取りたいと思います。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(2) 説明事項（議会）

議長マニフェストについて

○議長（菅原由和君） それでは、時間前ではありますが、お揃いでございますので再開をさせていただきます。

次に、(2)の議会側の説明事項に入ります。

議長マニフェストについて、私からご説明をさせていただきます。

本来であればもう少し早く、5月の全員協議会あたりでお示しをしたかったんですが、遅れてしまいまして、また今日も、資料がぎりぎりとなってしまうことを、まずもってお詫びを申し上げます。

まず、作成の趣旨でございますが、このマニフェストは、前任期と同様にさきの議長選挙で所信表明として申し上げました内容を改めて整理をさせていただきます、今後4年間の方向性として取りまとめたものでございます。

前任期におきましては、議員並びに議会事務局職員の皆さんのご協力をいただきながら、大きくは5つの項目を掲げまして、取り組んでまいりまして、一定の成果を収めることができたというふうに思っております。

しかし、その一方で取組につきましては、まだまだ道半ばであると捉えておりまして、これまでの歩みを止めることなく、さらに前に進めていかなければならないというふうにも考えております。そこで今回は、特に、これまでの取組の成果ですとか、課題などを改めて検証をしながら、改革をさらに進化をさせていくということ、また、我々議会に求められている機能と役割を十分に果たしていくことができるように、議会の質の向上ということを基本的な考え方といたしまして、その実現に向けた重点項目を6つに整理をさせていただきました。

このそれぞれの重点項目につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、所信表明で申し上げた内容ですが、ご承知のとおり、所信表明の5分間という限られた時間で詳細について申し上げられなかった部分もありましたので、改めて肉付けという形でお示しをさせていただいております。

内容につきましては、簡単に1つ目に、議会が何をしているのか、あるいは取り組んできたことがどんな成果や市民への効果があったのかといったことを分かりやすく伝える、議会の見える化と、この間、我々の課題でもありました、市民参画の推進。

それから、2つ目として、生成AIをはじめとしたデジタル技術を議会として活用することによる質の高い議会活動の推進。

3つ目は、政策提言の取組ですが、これまで約8年間にわたって取り組んできた一連の流れをここで改めて検証しながら、提言サイクルの再構築ですとか、機能強化にもつなげていきたいということ。

4つ目は、議員間討議の関係ですけれども、これも、前任期で取り組んできたことを検証しながら、仕組みの再構築ですとか、さらなる充実を図ってきたいということ。

5つ目に、例えば、この全員協議会もそうだと私は思っているんですが、この間の会議体の在り方ですとか、様々なルールなどの検証と、必要であればその見直し、また、そのルールの適切な運用ですとか、各種研修会などを通じた、議員の資質と議会の質の向上につなげてまいりたい。

それから6つ目に、なり手不足対策につきまして、これは前任期におきまして、市政調査会で整理をしていただきました7つの項目、これの着実な推進ということで、以上の大きく6つを柱としております。

なお、前任期におきましてはこのマニフェストと併せまして、実行計画ということで工程表も作成をしておったんですけれども、今回は私としてはその作成はしないことといたしました。

と申しますのも、このマニフェストは、あくまでこれから方向性を示したもので、決してトップダウンで進めていくというものではございませんので、それぞれの取組につきましては、それぞれの委員会等におきまして協議をしていただきながら進めていただくものと考えておりますし、また、現在、議会運営委員会におきまして、議会基本条例に基づく行動計画の策定を検討していると聞いているところでございますので、今後はその行動計画の中で、このマニフェストの内容を踏まえていただきながら、取組組織ですとか、スケジュールなども含めて、具体化を図っていただきまして、改めて、工程表という形でお示しをいただければいいのではないかと考えております。

いずれ、今後のそれぞれの協議ですとか、あるいは取組の推進に当たりましては、私も各委員会等とも十分に連携をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、何卒、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

簡単でございますが、説明は以上とさせていただきます。

ということで、何かご質問、ご意見あればお願いいたします。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

今、最後のところで議長から、工程表は今回は示さないというお話だったんですけれども、前任期、私、初めての議員になったときに、各委員会等で何をするのかっていうのは、工程表を見て、これはこの委員会、これはこの委員会っていうのがとても私としては分かりやすかったっていう思いがあります。

一方、ベテランの先輩方は、その前の任期までは、このことはこの委員会で、具体的に言えば、報酬とか定数の問題は、前は議会改革でやっていたから、議会改革でやるんだろうって思っていたけれども、私なんかは、議長の工程表で見ればそれは市政調査会に移っていたってことで市政調査会でやると思っていたんですけれども、その辺の共通認識が、やっぱりこのスタートのときに、みんなの中で共通認識されていないとそれぞれの委員会の中で、何をやっていくのかということが明確じゃなくなるんじゃないかなという心配があります。

それを今、議長は、それは議運のこれからやっていく計画の中でやっていってくださるだろうってようなお話だったんですけれども、自分、議運として、そこまでちょっと、それも議運かっていうのが自分の中で、またそれがインプットされていなかったのを改めて議運に戻らなければいけないんですけれども、そういうようなちょっと心配があるので、例えば、今日のマニフェストの⑥の市政調査会で整理した7項目の着実な推進という言葉がありますが、この7項目っていうのが何だったのかっていうのは、やはり、再度この後の市政調査会の総会で確認すべきことだとは思いますが、総会の議案には7項目の資料は添付されていないので、改めてそういうところ、7項目って何だったのかなっていう確認とか、さっき言った報酬、定数はどこの委員会がやるのかっていうようなことも含めて、何かみんなで確認するのが議運なのか、その辺もちょっとはっきりしたほうがいいなという、ちょっと感想を持ってお聞きしたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 分かりました、ありがとうございます。

私もちょっとまだ、詳細について議運の正副委員長とも打合せっていうか話をしていなかったんですけれども、一応基本的には議会基本条例に基づいた取組、行動をこれからしていくということで、それをどういう取組をしていくかっていうことを、何か、これから行動計画というふうにまとめていくと聞いていましたので、そうすると、中身というのが結構幅広くて、政策提言に関わるものとかあるいは広報に関わるものとかっていうのあるんで、そこら辺を一応見た上で、あとはそれぞれの委員会の方で、スケジュール感っていうのは決めていただいた方が、私からこういうふうにしてくださいというふうになんか取られてしまって、何かそれぞれの委員会がやりづらく、ちょっと窮屈になってもうまくないのかなという思いがあったので、まず、議会運営委員会の行動計画について、ちょっと取組の方を様子見させていただきたいなと思っておりましたが、ただいまのようなご意見がもしあるのであれば、ちょっと、この後、最後のほうで私もお話ししましたが、それぞれの委員会等とも協議をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、議会運営委員会の方ともちょっと協議をさせていただいて、どこまでやるのかということも含めてですけれども、もし、事前にやったほうがいいというのであれば、あとは、議運だけでなく、それこそ広報の委員会とか、市政調とか関係のあるところの正副委員長さんなりとも、ちょっとお集まりをいただきながら、その実行計画、工程表については、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） ありがとうございます。もう既にいろんな委員会がスタートして年間計画とか方針を決めてスタートしている委員会も多数あるので、やはり、漏れのないように、どこかでは確認した方がいいかなと。

参考とすれば、前期の議長マニフェストの工程表に書かれている項目が、それぞれどこの委員会が担うべきなのかぐらいの確認は、必要じゃないかなと思います。

○議長（菅原由和君） ありがとうございます。

ちょっと参考にさせていただきまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。
ほかにございますか。
よろしいでしょうか。
ありがとうございました。
それでは、よろしく願いをいたします。
では、(2)議会側の説明事項をこれで終わりたいと思います。



(3) 報告事項

岩手県競馬組合議会定例会(5/28) 報告者：千葉典弘 議員 説明事項報告事項

○議長（菅原由和君） (3)の報告事項に入ります。

岩手県競馬組合議会定例会につきまして、千葉典弘議員からご報告をお願いいたします。

8番、千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 8番、千葉典弘です。

それでは、岩手県競馬組合の議会定例会、5月28日、午後3時半から盛岡競馬場の4階会議室で開催されました。

ご報告いたします。

まずは、日程第3、執行部報告として、令和8年度第2回盛岡競馬、4月5日から5月26日までの販売成績等について報告がございました。

資料をご覧いただきたいと思いますが、一番上の表、達成率、これは、計画比ですが、100.8%。

さらに一番下の表、販売額の前年度比較、これが合計で103.7%ということで順調な滑り出しとなりました。

この要因としては、インターネット販売、合計の上を書いてありますが104.9%ということで、好調を維持しているという要因でありました。

続きまして、日程第4、議案第1号です。

令和7年度一般会計補正予算第4号の専決処分に関し承認を求めることについて審議を行いました。

令和8年3月の競馬開催に伴う勝ち馬投票券販売収入、同じく払戻等の確定に伴って、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,516万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1,367億5,485万7,000円とし、そのことについて専決処分を行ったということでございます。

その結果、令和7年度の利益は、4億4,100万円となり、元金返済ルール、これは令和7年度末の財政調整基金残高が10億円を超えるということから、利益が5億円以下の場合、2分の1を返済するというルールが適用されます。

従って、ここには書いていませんけれども、令和7年度の奥州市に対する返済金は、5,500万円ということです。

この最終決定については、11月開催予定の定例会における決算認定を行うことが報告されました。質疑はなく全会一致で承認されたということでございます。

ちなみに、販売収入は、過去最高の698億2,100万円です。

さらに当期利益についても、これも過去最高と思われます、4億4,100万円ということになります。

続いて、日程第5、議案第2号、令和8年度一般会計補正予算第1号の審議を行いました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ320億5,726万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,348億8,256万7,000円とすることにいたしました。

内容については、歳入として諸収入、あるいは歳出として、前年度繰上充用金にそれぞれ320億5,726万1,000円を追加するものという説明があり、質疑なく、全会一致で可決いたしました。

続いて、日程第6、議案第3号、水沢競馬場新厩務員宿舎新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて審議を行いました。

予定価格が5億円以上であることから請負契約の締結に関し議会の議決を求め、承認されました。内容は、資料のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等あればお受けいたします。

よろしいですか。

それではご質問等ないようですので、(3)報告事項を終わります。

千葉典弘議員、大変お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他 以下略